相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字行永六三一番地一、最後の住所京都府舞鶴市字溝尻一五番地の二一（梅ヶ谷）　被相続人　亡　岡野　宗和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

京都府舞鶴市字南田辺四三番地一舞邦ビル三階

相続財産管理人　弁護士　大西　秀憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府羽曳野市向野二丁目三八七番地、最後の住所大阪府羽曳野市向野二丁目一四番一〇号　被相続人　亡　伏原　良雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

大阪府大阪市北区野崎町七番八号梅田パークビル五階

相続財産管理人　弁護士　岡崎　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市天神町五九番地四、最後の住所島根県松江市天神町五九番地四　被相続人　亡　高橋　忠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

島根県松江市南田町一三〇番地一フォートビル一階　相続財産管理人　福田　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市有明町一丁目一番地一、最後の住所福岡県大牟田市南船津町二丁目二番地一一　被相続人　亡　甲斐　昌和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

福岡県大牟田市不知火町一―一―二ひまわりビル四階　岡田・後藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　大地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍飽託郡天明村大字内田三九一二番地、最後の住所不明　被相続人　亡　**荒**木　トミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

事務所熊本県八代市田中西町一五―一五ナイスビル二階

相続財産管理人　司法書士　加藤　晃一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県糸満市字糸満八九三番地、最後の住所沖縄県糸満市字大里九二七番地の二特別養護老人ホームいとまんシャトー

被相続人　亡　糸数タマ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

沖縄県那覇市楚辺二丁目一二番一三号

相続財産管理人　浦崎　直久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡北谷町字大村七六番地、最後の住所沖縄県中頭郡北谷町字吉原九五七番地　被相続人　亡　宮平　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

沖縄県沖縄市知花一丁目二六番三号　銘苅ビル二〇二

相続財産管理人　弁護士　吉村　正夫

無縁墳墓等改葬公告

道路拡幅工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年四月十九日

一、墳墓等所在地　愛媛県東温市田窪字水木一六七三番二

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　千葉県船橋市山手二丁目一三番二二―三〇二号　村藤　かずみ（連絡先　代理人　行政書士　淺井　和也　〇八九―九一一―一七〇〇）

債権申出の公告

当社は、平成二十八年四月二十七日付破産手続開始決定により破産し、配当を終えましたが、残余財産の清算のため、平成二十九年三月二十八日、神戸地方裁判所尼崎支部（平成二十九年（ヒ）第四号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目四番二五号

有限会社玉置鉄工所

清算人　弁護士　足立友季世

連絡先　兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階

弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、平成二十九年三月三十一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

愛知県清須市寺野花笠一〇〇番地

名静企業株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

田中　宏茂

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十九年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

東京都中央区銀座四丁目七番五号

王子通商株式会社確定給付企業年金

清算人　苅谷　圭輔

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十九年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

福島県福島市吉倉字吉田四〇番地

福島県自動車整備厚生年金基金

理事長　東風谷吉信

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十九年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

東京都千代田区岩本町一―一―一東京金属事業健保会館一階

東京金属事業厚生年金基金

代表清算人　小西　正実